○「第６期障がい福祉計画の構成案」に係るご意見

|  | 御意見 | 事務局からの回答等 |
| --- | --- | --- |
| 斎藤委員 | ・　就労支援施策の充実・強化～一般就労の推進では、就労支援サービスの体制整備と同時に「受け入れ側＝企業等」の取り組み強化が不可欠と考えております。道の認証制度による「障がい者就労支援企業」は平成27年1月時点で179社が現時点で248社と、この5年間でわずか69社しか増えていない、という現状があります。「企業等の取り組みを支援する」をぜひ盛り込んでほしいと思います。 | ・　御意見のありました「障がい者就労支援企業」につきまして、平成27年1月時点で更新等の手続きを行っている実際の認証企業数156社に対し、令和2年6月1日時点の企業数は188社で32社の増加にとどまっております。・　認証企業が増加するよう、委員の意見を踏まえ検討しているところです。 |
| ・同様に、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築ですが、「地域での受け入れ側」を支援しなければ退院推進だけでは“絵に描いた餅”に終わってしまうのではないでしょうか？ | 地域包括ケアシステムの構築に係る「受け入れ側」の支援につきまして、道内21ヶ所において、地域住民等を対象とした地域移行研修会を実施しております。今後の受け入れ側への支援につきましては、地域移行部会において、委員の意見を踏まえ検討して参ります。 |
| 深瀬委員 | ・資料2の④についてこのパーセントは何を基準として出した数字ですか？ | この数値は、障がい福祉計画の策定の参考として、国が示した基本的な指針を基準としております。 |
| ・資料４について精神は特別な教養が必要と思われるので、それに特化した相談室と就労支援が必要でないかと考えます。 | 精神障がいに関する相談機関として、北海道立精神保健福祉センターを設置しております。また、精神障がい者の就労支援については、障害者就業・生活支援センターの担当者が、障がい別の「就業支援実施研修」などを受講することで、精神障がいをはじめ、障がい特性に応じた適切な支援に引き続き取り組むこととしています。 |
| ・資料４　「北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進」についてこれについては様々な障害によって支援の仕方が違いますが、手話は同じ工程で覚えることが出来るので、施策を一括りにせずに手話とその他のコミュニケーションに分けて施策を考えた方が良いと思われます。 | 手話とその他のコミュニケーションの施策については、意思疎通支援部会において、委員の意見を踏まえ検討してまいります。 |
| 山崎(恵)委員 | １　第６期障がい福祉計画の実効性を高めるために以下の事項について確認したい。また、可能な範囲でのホームページ等での公表も求めたい。（１）第６期障がい福祉計画を達成するための予算、補助金及び制度等（新たな制度等を含む）の措置等について確認したい。（２）資料３の４に記載されている第５期障がい福祉計画の期間中における道内の協議会の以下の状況についての確認と公表をお願いしたい。① 市町村の設置と取り組み状況について② 道及び市町村の取り組みに関する好事例について③ 第５期障がい福祉計画の期間中で協議会の設置目的を実現するために課題となったことについて（３）資料４－３では、第５期障がい福祉計画の数値目標からあらたに第６期障がい福祉計画としての数値目標を掲げているが、このことに関して以下の事項についての確認と公表をお願いしたい。① 第５期障がい福祉計画の数値目標の達成状況について② 目標が達成できた場合の達成要因について③ 目標が達成できなかった場合の問題点と改善策について | （１）今年度、第6期障がい福祉計画を作成することから、計画策定にあたり、来年度以降の予算や補助金及び制度等の措置を協議していくことになります。（２）資料３の第一の三の４（11ページ）については、「相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方」となっており、当該分野については、地域づくりコーディネーター部会において、具体の内容を検討することとなっております。（３）第6期障がい福祉計画として今回お示ししている数値目標は、国が示している数値目標となっております。　今後、国の数値目標等を踏まえて、各分野別に第5期の達成状況等の分析を行い、道の数値目標等を検討してまいります。 |
| 山崎(恵)委員 | ２　資料４－２「第６期障がい福祉計画の構成案（推進項目と推進施策）」について以下のとおり修正及び追加等を求めたい。（１）「9 就労支援施策の充実・強化③多様な就労支援の確保【新】大学在学中からの就労支援」とあるが、障害児の現状を踏まえると高等学校及び大学在学中とするべきではないか。（２）「11 安全確保に備えた地域づくりの推進」として、今回の新型コロナウイルス感染症や北海道胆振東部地震及び全国の被災状況等の状況から災害等の緊急事態を踏まえた項目として「②（仮称）感染症及び災害等に対応できる支援の確保」を追加するべきではないか。 | （１）国の指針に基づき、追加したものでありますが、就労支援推進委員会において委員からの意見を踏まえ、検討してまいります。（２）委員の意見を踏まえ、検討してまいります。 |
| 山崎(恵)委員 | ３　資料４－３「第６期障がい福祉計画の構成案（成果目標）」について以下のとおり修正及び追加を求めたい。（１）「２ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標」の「１年以上の長期入院患者数(65歳未満・65歳以上)削減」についても前期の達成状況等を踏まえて具体的な目標数値を設定するべきではないか。（２）「５ 障がい児支援の提供体制の整備目標」にある「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場」とあるが、計画では具体的な構成員として関係する地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関ならびに障害者等本人の参画を明記するべきではないか。 | （１）第6期障がい福祉計画として今回お示ししている数値目標は、国が示している数値目標となっております。　今後、国の数値目標等を踏まえて、各分野別に第5期の達成状況等の分析を行い、道の数値目標等を検討してまいります。（２）医療的ケア児支援部会において、委員の意見を踏まえ、検討してまいります。 |
| 山崎(恵)委員 | ４　資料４－４「第６期障がい福祉計画構成案（サービス見込み量）」の「７ 障害児入所施設」については、障害者基本法等の法制度で障害福祉施策の基本としている地域生活、地域移行を前提とした一時的な利用であることを計画には明記するべきではないか。 | ４　発達支援推進協議会において、委員の意見を踏まえ、検討してまいります。 |

○その他ご意見

|  | 御意見 |
| --- | --- |
| 田中委員 | ・資料に誤字があった。・資料３が難しかった。 |